

# 平成25年3月31日から 代行の随伴用自動車への表示方法が変わります。

マグネット板での表示ではなく、簡単に取り外しが出来ない

★ ペイント

★ カッティングシート

等で表示することになります。 従業員の持ち込み車両も同様です。

※ ただし、タクシーなど旅客自動車運送事業の用に供する自動車を随伴用自動車として用いる場合は除きます。

## 随伴用自動車には、以下の事項の表示が義務付けられています。

表示の1文字の大きさは、縦横それぞれ5cm以上で

- ・ 静岡県公安委員会
- ・ 認定番号
- ・ 代行業者名
- ・ 代行
- ・ 随伴用自動車

を随伴用自動車の両側面に表示しなければならないと規定されています。



### お客様の自動車に表示

代行運転自動車（利用者の自動車）には、  
代行運転業務中であることを示す  
代行運転自動車標識を前後の見やすい位置に  
表示することが義務付けられています。



詳しくは国土交通省のホームページをご覧ください。